

団体割引
30%
適用

傷害総合保険 + 弁護のちから

のご案内



安心サポート制度(傷害コース)

オプション

傷害総合保険

個人型保険



弁護のちから

弁護士費用総合補償特約

個人賠償責任補償特約

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに備えて。



掲載の内容は一例です。

保険契約者 公益社団法人 東京都医師会

加入者 東京都医師会会員の先生(開設者、勤務医等形態を問いません。) 開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)

被保険者 会員の先生とご家族、役員・従業員(法人は会員が理事長の場合)

保険期間 2020年1月1日午後4時から1年間

申込締切日と保険責任開始日・保険料振替日 中途加入の受付(随時):毎月10日締切で、翌月1日から保険責任開始 保険料は、原則保険責任開始月の翌月27日にご指定口座より毎月引落し

弁護のちから (弁護士費用総合補償特約)のご案内

Point 1 **ご本人だけでなくお子さま※1についても対象**

- 被害事故
- 人格権侵害※2、※3
- 借地・借家
- 遺産分割調停
- 離婚調停※2

遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

Point 2 **2つの保険金でトラブル解決へサポート** 国内補償※ 自己負担1割

① **法律相談費用保険金**

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額 (保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

② **弁護士委任費用保険金**

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額 (保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

Point 3 **「弁護士紹介サービス」** 保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

お支払事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
(着手金15万円、報酬金35万円)

法律相談費用保険金のお支払額

1万円-1,000円(自己負担額)= **9,000円**

弁護士委任費用保険金のお支払額

50万円×(100%-10%(自己負担割合))= **45万円**

合計 **45万9,000円** をお支払い



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- その他

(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。(※2)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。(※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

プランと月払保険料



傷害総合は2種類から選べます

(保険期間1年・団体割引30%適用・職種級別A級)特定感染症危険補償特約、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

傷害総合保険<個人型>		
補償内容	P1プラン	P2プラン
死亡・後遺障害保険金額	3,000万円	5,000万円
入院保険金日額	10,000円	15,000円
手術保険金	入院保険金日額の5、20、40倍(*)	
通院保険金日額	5,000円	10,000円
介護保険金(年額)	360万円	360万円
被害事故補償保険金額	1億円	1億円
共通	個人賠償責任補償 1億円	
月払保険料(円/月)	5,530円	9,230円

弁護のちから (弁護士費用補償)	
法律相談費用	通算10万円 限度 (自己負担額 1,000円)
弁護士委任費用	通算300万円 限度 (自己負担割合 10%)
610円	

(*)<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険 ※弁護士費用総合補償は傷害コース個人型にのみセットできるオプションです。

※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせ・お申込みは駿河台厚生企画まで! 今すぐFAX: 03-3292-7664

<下記に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。なお、お電話でのお問い合わせも下記取扱幹事代理店でお待ちしています。>

お名前 (医療機関名)	生年月日	年 月 日 満()歳
	E-mail	
ご住所 〒 - 都道府県	市区郡	
連絡先お電話 ()	連絡先FAX ()	ご記入日: 20 年 月 日

右記のご希望の項目に をお付けください。 加入したい 詳しい説明を聞きたい 詳しい資料が欲しい 電話が欲しい

取扱幹事代理店は先生方からご提供いただいた上記、加入希望書記載の個人情報を引受保険会社(損保ジャパン日本興亜)より委託を受けて行う休診補償制度およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

【取扱代理店・お問い合わせ先】

公益社団法人 東京都医師会 福利厚生事業代行会社
有限会社 **駿河台厚生企画**

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館4階
TEL:03-3292-7663【平日9:30~17:30】 FAX:03-3292-7664
E-mail:skk-tma@carol.ocn.ne.jp http://surugadai-tma.jp

※社ホームページにアクセスいただけます。各種団体保険制度等をご参照ください。



引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京公務開発部 営業開発課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-5420